環指令第　103　号

許　　可　　証

住　所　下妻市大木 1252 番地 3
氏　名　株式会社　新栄商事
　　代表取締役　櫻　井　　清

令和７年 10 月 10 日付けで申請（更新）のあった処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条６項の規定により次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	下妻市大木 1266 番地　外９筆 株式会社　新栄商事　　代表取締役　櫻　井　　清
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物
業務の内容	処分業
施設の所在地	下妻市大木 1266 番地 外９筆
営業の区域	下妻市及び周辺地域
処理料金	搬入者との契約による
営業許可期間	令和７年 11 月 19 日～令和９年 11 月 18 日
その他条件	一般廃棄物処理実績報告書の提出 公害防止協定の遵守

令和　7　年　11　月　6　日

下妻市長　　菊　池　　博

この許可証は複写です。
（ホームページDL版）